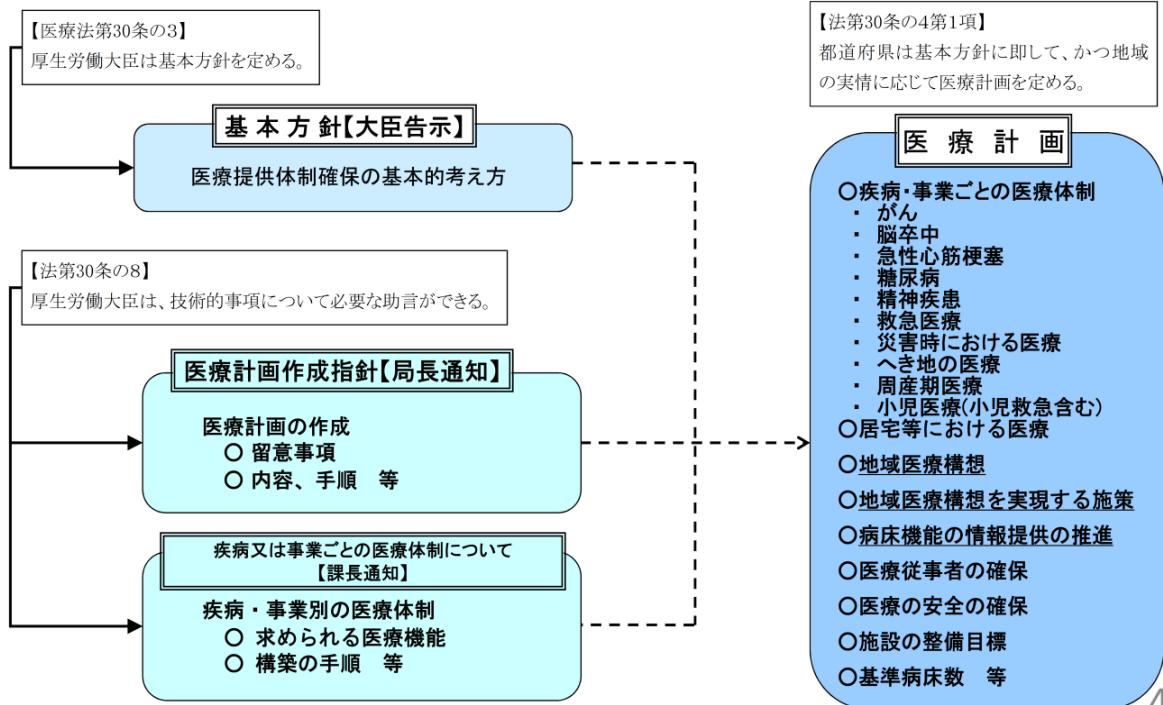


岩手県保健医療計画の中間見直しについて

1 医療計画の概要について

(1) 計画の法的根拠



(2) 計画の期間等

現行の岩手県保健医療計画（2018-2023）は6年間の計画期間となっているが、介護関連の計画との整合性を確保するため、3年ごとの中間見直しが義務付けられており、令和2年度は見直し実施年となっている。

(3) 現行計画の主な記載事項

- 地域の現状（統計データ）
- 保健医療圏及び基準病床数の算定
- 保健医療体制の構築
 - ・ 医療連携体制及び住民への情報提供推進策
 - ・ 5疾病・5事業（※）及び在宅医療に係る目標

※ 5疾病（がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患）
5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）に加え、本県では、「認知症の医療体制」も独自項目として記載。

- ・ 保健医療を担う人材の確保・育成（医師、看護師等）
- 地域保健医療対策の推進
 - ・ 障がい児・者、感染症対策等
- 保健・医療・介護・福祉の総合的な取組の推進
 - ・ 地域包括ケア、医療費適正化等

2 中間見直しの方向性について（案）

(1) 新たな医療計画作成指針について

国から令和2年4月13日付けで医療計画作成指針が示されたところであり、本指針を踏まえて中間見直しを行うこと。

(2) 指針を踏まえた各記載事項の見直しの方向性について

ア 保健医療圏及び基準病床数の算定

➡ 中間見直しの対象としない。

イ 5疾病・5事業及び在宅医療 資料2-2

➡ 中間見直しの対象とする。なお、見直しに当たっては、国の指針を踏まえ、指標を中心とした見直しとし、必要に応じ、現状・課題・施策についても記載の充実を図る。

ウ その他、保健医療体制の提供体制の構築に関する事項

(ア) 感染症対策以外 資料2-2

➡ 見直しは必須とせず、「医師確保計画」などの関連する計画の策定（改定）や、平成29年度以降の状況の変化等を踏まえ、必要に応じて記載の充実等を図る。

(イ) 感染症対策について

➡ 今後、国において、感染症対策を含めた医療計画の在り方等について議論を進めることとしており、議論の状況を踏まえて対応する。

(3) 中間見直しに向けた進め方（中間見直しの実施時期）について

現時点では、令和2年度中に中間見直しを行うスケジュールを想定している。

なお、上述のとおり、感染症対策については、今後、国において議論が進められることとなるが、「感染症対策を踏まえた医療計画の見直し指針」が新たに発出され、今回の中間見直しに反映することを求められる場合は、令和3年度にかけて、中間見直しにむけた議論を行うこと。

※ なお、令和2年5月12日付けで「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、中間見直しの時期が令和3年度となっても差し支えない」旨の通知が発出されている。

【参考1】 医療計画の中間見直しの時期に影響がある事項について

	中間見直しの時期に影響のある事項		
	(新興)感染症対策 (現状・課題) ・ 医療計画の主要項目として「新興感染症」が位置付けられる可能性	脳卒中・心血管疾患 (循環器病対策推進計画) (現状・課題) ・ 計画を新規策定する必要があり、医療計画と調和を図る必要 ・ 策定は令和3年度中を見込む	在宅医療 (医療と介護の整合性の確保) (現状・課題) ・ 介護保険事業(支援)計画はR2中に策定 ・ 在宅医療等の追加的 需要の調整もR2に終える必要
パターン1 (R2に見直し) ※感染症対策の新たな指針が <u>出なかった</u> 場合	⇒中間見直しに <u>反映しない</u> (第8次計画への反映に向けて議論)	⇒中間見直しに <u>反映しない</u> (第8次計画で反映させる)	⇒中間見直しに <u>反映する</u>
パターン2 (R3に見直し) ※感染症対策の新たな指針が <u>出た</u> 場合	⇒中間見直しに <u>反映する</u> (令和3年度にかけて議論を進める)	⇒中間見直しに <u>反映する</u>	⇒中間見直しに <u>反映する</u> ※ R2中に調整を進める必要があるため、計画部会において個別に承認を得ることを想定。

【参考2】 令和2年度中に見直しを実施する場合の想定スケジュール

前回の医療計画の見直し同様、総括的な事項については、医療審議会（計画部会）において議論を行うが、各疾病・事業等の詳細については、各事業を所管する協議会等において、議論を進めること。

時期	会議	内容
9月28日	医療計画部会	・ 中間見直しの方向性について ・ 医療計画の進捗状況（評価）について
10月～12月	各疾病・事業の協議会など	・ 中間案の作成に向けた議論
12月～1月	医療審議会 医療計画部会	・ 中間案について ・ パブリックコメントの実施について
〃	各疾病・事業の協議会など	・ 医療審議会を踏まえた中間案の調整等
1月下旬 ～2月中旬	パブリックコメント	・ 医療計画の中間見直し案（素案）について
3月上旬	医療計画部会	・ パブリックコメントの結果について ・ 医療計画の中間見直し（最終案）について
3月中～下旬	医療審議会	・ 医療計画の中間見直し（答申）

※ 9月30日で現行の医療審議会の委員は任期満了となることから、10月以降の会議においては、新たな委員により御議論を頂くこと。